【資料１】

大　日　本　帝　国　憲　法　（１８８９）

第一条　**大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之を統治ス**

第二条　皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第三条　**天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス**

第四条　**天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ**

日　本　国　憲　法　（１９４６）

第一条　天皇は、**日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく**。

第二条　皇位は、世襲のものであつて、**国会の議決した皇室典範**の定めるところにより、これを継承する。

第三条　天皇の国事に関する**すべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ**。

第四条　天皇は、**この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。**

第六条　天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

２　天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一　憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二　国会を召集すること。

三　衆議院を解散すること。

四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七　栄典を授与すること。

八　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九　外国の大使及び公使を接受すること。

十　儀式を行ふこと。　　＊〔Performance of ceremonial functions〕

第二〇条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

３　**国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。**

第八十九条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、・・・これを支出し、又はそ の利用に供してはならない。

『あたらしい憲法のはなし』　(文部省　1947～1952･3)

五　天皇陛下

こんどの戦争で、天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました。・・・私たちは、天皇陛下を私たちのまん中にしっかりとお置きして、国を治めてゆくについてごくろうのないようにしなければなりません。これで憲法が、天皇陛下を象徴とした意味がおわかりでしょう。

『新しい憲法　明るい生活』　(憲法普及會編　1947･5･3)

私たちの天皇にたいする尊敬と信頼の気持ちによる結びつき、天皇を中心として私たち国民が一つに結び合つているという昔からの国柄は少しもかわらないのであるから国体はかわらないといえるのである。